

三木けえ

～ともに築く
日本の未来～

後援会だより



2019
冬号

<<プロフィール>>

- 1966年7月生まれ ■ 鳴尾北小学校卒業
- 学文中学校卒業 ■ 西宮南高校卒業
- 関西大学社会学部卒業
- (株)大沢商会 勤務 リビング関連課営業
- 2004年 三田市議会議員初当選（2期）
- 2012年 衆議院議員初当選（近畿ブロック）
- 2014年 日本維新の会衆議院兵庫県第7選挙区支部長

質問通告は前日の正午までに。

議会では質問をする際、政府側へ質問通告をする必要があります。通告をしていないと、十分な答弁が得られないことが多いからです。

地方議会でも同じですが、地方議会では本会議の質問に対して事前通告が必要ですが、国会では委員会・本会議ともに事前通告をしなければなりません。

国会の委員会は前日の午前中になっても開催が決まらない場合もあり、その場合は維新は委員会の開催を延期することも提案しました。通告が遅れば遅れるほど答弁の資料作成などを担当する官僚が残業を強いられることとなり、働き方改革の一環としても問題です。また残業代が高額になることも指摘されています。その為、維新ではルール化を決めました。

ちょこっとコラム



自主返納してない？

今年の参議院議員選挙から、参議院議員の定数が6議席も増えたことは記憶に新しいかと思えます。合区により立候補できなくなる現職国会議員に配慮する為です。（維新は議席増に反対しました）

その際に定数増に伴う経費増大を軽減するため、議員歳費の自主返納を可能にする改正国会議員歳費法が成立しました。月額77,000円を参議院議員は自主返納することを決めた法案です。維新は「中途半端過ぎる」として議員歳費2割削減法案を提出して反対しました。しかし自主返納法案が成立しましたので、現在月額77,000円を自主返納しています。元々維新の国会議員は歳費の2割、月18万円を党に入金し、党から被災地へ寄附しています。

東徹参議院議員の「皆さんは自主返納しているのか？維新はしています」との質問に安倍総理は「自民党はやっています」委員会席から公明党が「公明党もやっています」と。しかしながら「他の野党は？」との問いかけには沈黙があるのみでした。

自主返納を本当にしてないのでしょうか。誰が返納していて誰が返納していないのか、公表するくらいしても良いのではないかなあと思います。

【産経新聞より抜粋】質問通告をめぐることは、国民民主党の森裕子参議院議員が事前通告後に外部に流出したとして政府を追及する姿勢を強めている。一方で森氏が内容を問い合わせなければならないような抽象的な通告しか行わず、官僚が深夜まで残業を強いられたとの指摘もある。遠藤氏は維新の取り組みについて「森氏の問題がきっかけになった」と話した。

台風が接近する
夜だったんですね。



- ・ポスティング
- ・駅立ちサポート
- ・報告会などのお手伝い etc

私と一緒に活動してくださる
ボランティアさんを募集しています！

↓↓↓↓↓
miki55office@gmail.com まで。
お待ちしております！



参議院において身を切る改革法案等 15 法案を提出！

1. 選挙区支部寄附禁止法案 政党の選挙区支部について、当該選挙区内にある者に対して寄附をしてはならないものとする。(政治家本人や後援団体の寄附と同様に禁止する)
2. 政治資金用途制限法案 政治資金の「個人的支出」の禁止。「個人的支出に関してガイドラインを作成する」「疑義のある支出について調査する為の第三者機関の設置」
3. 寄附金控除等を通じた国会議員等の利益享受禁止法案 現行の制度では政治家が関係の政治団体に寄附した支出金を最終的に自らの政治資金に充てるときであっても税制上の利益を享受することができるのでそれを禁止する。(現在は寄附金控除や所得税の特別控除が受けられます)
4. 企業団体献金禁止法案 献金を受けた企業・団体のための政治が行われている可能性がある。国民全体にとって好ましい政治が行われるようになる為に企業団体からの寄附を全面的に禁止する。(維新は党内規則で企業献金を禁止しています)
5. 交通費用途公開・日割支給法案 国会議員に支給される月100万円の文書通信交通滞在費の用途を報告し公開することを義務付ける。(現在は領収書不要、課税も無い。維新は独自に党のホームページにて公開中)
6. 議員歳費削減法案 議員歳費を2割削減する(維新は歳費の2割である月18万円を被災地に寄附しています)
7. 議員歳費・手当の返納を可能とする法案 国会議員が歳費及び期末手当を国庫に返納する場合公職選挙法の寄附禁止の規定を適用しないこととする。
8. 国家公務員総人件費2割削減法案 国家公務員の総人件費を計画的な人員削減も含め5年以内に2割以上削減する
9. 「身を切る改革」による復興財源捻出法案 大規模災害からの復興のための国の財源は、国の資産、剰余金及び積立金を最大限活用するものとし、これによってもなお不足する場合には、可能な限り国会議員の歳費削減、国家公務員の人件費の削減等によるものとし、安易に復興増税によらない旨を明記する。
10. 政務活動費用途公開法案 収支報告書のインターネット等による公開及び協議の場設置。
11. 立法事務費の一人会派への交付廃止法案 立法事務費は議員に対して交付するものではなく会派に対して交付するものであるため一人会派には立法事務費を交付しない。(現在は議員一人当たり月額65万円として支給。)
12. 各議院役員等の議会雑費廃止法案 議院の役員に対し国会開会中日額6000円の議会雑費が支給されているがこれを廃止する。
13. 訴追委員長・弾劾裁判長の職務雑費廃止法案 12と同じく職務雑費月額6000円の廃止
14. 国会議員秘書交通費適正化法案 議員秘書の通勤手当について、一般職公務員と異なり、通勤の実情と無関係に月額3万円が支払われているが、これを是正する。
15. 参議院選挙制度改革法案 参議院議員の定数を248人から218人に1割削減する。



日本維新の会は法案提出議員数が参議院しか充足していないので、参議院でしか法案を提出できません。上記の15法案は提出しましたが、未だ審議されていません。国会では閣法(政府提出法案)が優先して審議されるため、議員立法は後回しにされてしまうのです。維新以外の野党が日程闘争をして国会が空転すると、益々議員立法が審議されなくなります。維新が提出した上記の法案は、民間の感覚では当たり前と感じられるものが多くあります。少しずつでも改革を前に進めていくことが必要です。

三木けえ 後援会

後援会会員入会無料、随時受付中！

所在地／〒662-0837 西宮市広田町1-27
 TEL／0798-73-1825 FAX／0798-73-1824
 Email／miki55office@gmail.com

www.55miki.com

検索 

ameba ブログ

